

## 府中市介護事業者等物価高騰対策支援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍における原油価格及び物価高騰の影響を受けている介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者及び障害児支援事業者（以下「介護事業者等」という。）に対して支援金を交付し、物価高騰等で事業運営に苦慮している介護事業者等を支援することを目的とする。

### (対象事業者等)

第2条 助成金の交付の対象となる事業者等は次のとおりとする。

#### (1) 対象事業者

対象事業者は、府中市内に所在する介護事業者等とし、同一の事業者が同一住所地において、別表に記載する施設・サービス種別の事業を複数実施している場合は、それぞれ別の事業所とみなす。ただし、この場合において、介護サービスと介護予防サービスとの一体的運営、介護サービスと障害福祉サービスとの一体的運営、障害福祉サービスと障害児通所支援との一体的運営、福祉用具貸与と特定福祉用具販売との一体的運営については、1事業者とみなす。

#### (2) 支援金の支給額

支援金の額は、別表のとおりとする。

### (交付の申請及び請求)

第3条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、府中市介護事業者等物価高騰対策支援金支給申請書兼請求書（別記様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

### (交付の決定及び支払方法)

第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の支給額を決定する。

- 2 前項に規定する審査において不備があった場合は、申請者に対して差し戻す。
- 3 支援金の支払いは、申請者が希望する金融機関の口座に振り込むこととする。
- 4 支援金の支給決定通知及び振込通知は、口座振込による支払いをもって代えることとする。

### (交付決定の取消し)

第5条 市長は、支援金の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 市長の指示に従わないとき。

(支援金の返還)

第6条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に支援金が交付されているときは、支援金を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年11月4日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この告示の失効日前に、前項の規定による失効前の府中市介護事業者等物価高騰対策支援金交付要綱（以下「廃止要綱」という。）第3条に規定する申請書を市長に提出した者に係る廃止要綱第4条から第6条までの規定は、廃止要綱第4条から第6条までの規定による事務手続その他の行為が完了するまでの間、失効日後も、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）

施設系	（介護サービス） 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム （障害福祉サービス） 施設入所支援事業所	400,000 円
居住系等	（介護サービス） 短期入所生活介護事業所（※空床利用型は除く） 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 認知症対応型共同生活介護事業所 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 （障害福祉サービス） 短期入所事業所 共同生活援助事業所	300,000 円
通所系	（介護サービス） 通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 （障害福祉サービス） 就労継続支援事業所 生活介護事業所 就労移行支援事業所 就労定着支援事業所 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援事業所	200,000 円
訪問系	（介護サービス） 居宅介護支援事業所 訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所（※病院・診療所等の医療機関が行うものは除く） 訪問リハビリテーション事業所（※病院・診療所等の医療機関が行うものは除く） 福祉用具貸与（販売）事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 （障害福祉サービス） 居宅介護、重度訪問介護、行動援護事業所 地域移行支援、地域定着支援事業所 計画相談支援事業所 障害児相談支援事業所	100,000 円